

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

可視化時代に向けての刑事弁護ノウハウ第3回

取調べの可視化実現大阪本部

1 はじめに

前回（9月号）までの連載では、捜査段階での取調べ録画に記録された被疑者供述について、これが実質証拠として用いられる可能性があることが確認された。そこで、今回は、そのことを前提とした弁護活動について、さらに検討を加えてみたい。

なお、以下の検討は、現段階でのひとつの試案であり、今後の実務展開や、裁判例の集積を受けて、さらに検討を深める必要があることを付記しておく。

2 取調べの可視化がもたらす変化

取調べ可視化がなされることでもたらされる最大の変化は何か？それは、一言で言えば、

**「供述するか否か、また、何を供述するかの
主導権が、被疑者側に移り得る」**

ということである。

非可視化状況での取調べ（すなわち、従前の密室での取調べ）においては、取調官による不当な利益誘導や誤導、また場合によっては暴行や脅迫を用いた自白強要等により、被疑者は供述を強要されるケースがあった。また、供述「調書」の内容は、取調官が主導して作成されていた（所謂「作文調書」）。このような取調べにおいて、被疑者が自己の言い分を供述するか否か、また供述するとして、どのような内容を調書に残すかについて、イニシアティブを持つことは稀であった。

しかし、取調べの可視化がなされた取調べにおいては、上記の如き取調官による違法・不当な取調べは行

い得ない。被疑者の供述状況や内容が、逐一記録化され、事後的に検証可能となる取調べにおいて、暴行・脅迫は勿論のこと、被疑者の言い分と異なる調書が作成されれば、直ちにその調書に任意性・信用性がないことが、録画媒体という証拠によって裏付けられる。その意味で、被疑者に対する供述の強要という事象は相当減少する。また、言い分と異なる作文調書が作成される危険性もまた同様である。その意味において、被疑者が黙秘権を行使することは容易になるといえよう。

そうだとすれば、いわゆる「供述弱者」（知的障がい者、少年、外国人等）を除いて、供述するか否か、また供述するとしても何を供述するかは、捜査機関ではなく、被疑者が選択することが可能となる。

以上のように、可視化された取調べにおいては、供述に関するイニシアティブが、被疑者に移り得る反面、取調べの状況が全て記録化される結果、次のような変化がもたらされる。

まず、被疑者の弁解内容が初期供述からすべて記録される結果、例えば供述の変遷や、不合理な弁解も、全てそのまま記録化されることとなる。これまでは、取調室で被疑者が如何に話そうとも、それが調書化されなければ、一部捜査官が作成する報告書（稀に取調官の証言）を除いて、それが証拠とされることはなかった。しかし、可視化された取調べにおいては、捜査機関の意図に関わらず、被疑者供述の変遷や不合理な弁解であっても、全てが資料化される。

また、可視化された取調べにおいては、被疑者の供述内容だけでなく、供述態度も全て記録される。その結果、例えば、供述する態度の真摯さや、不誠実さなどの「印象」が、事実認定者にそのまま伝わる。

特に、事件直後や身体拘束直後、被疑者が興奮したり、動揺したりした様子でさえ、そのまま記録されることは意識されるべきである。

3 取調べの変化に応じた 弁護人アドバイス

(1) 供述を行うことのメリット・デメリット

以上のような被疑者の取調べにまつわる「変化」が、録画された被疑者供述の実質証拠としての扱いを伴ったとき、捜査段階における弁護活動（特に、取調べに対する被疑者へのアドバイス）も、それに依って変化すべきか。答えはYESである。被疑者に供述に関するイニシアティブが与えられることや、全ての弁解内容や、供述の様子などが記録されることは、これまで以上に取調べに対する被疑者の対応が重要な意味を持つことになる。そしてまた、弁護人の被疑者に対するアドバイスの適切さが、弁護活動の帰趨を決することにもなり得る。たとえば、これまでのように「署名押印拒否」という戦略は、ただそれだけではこれまでのような効果は望めない（署名押印を拒否しても、供述を行ってれば、それが証拠化される）。事件の筋や被疑者の性質などを見極めながら、時宜に応じた適切なアドバイスが何よりも重要となる。

では、どのようなアドバイスが有効であろうか。それを考えるに当たっては、まず、供述すること（それはすなわち証拠化されることが前提となる）のメリットとデメリットを勘案する必要がある。

たとえば、供述するメリットとしては、もし当該供述が客観状況と一致し、一貫していれば、事実認定者に信用されやすいということが掲げられる。また、そのような一貫した信用しうる供述は、捜査機関をして、不起訴判断へ導きやすいという点も、供述するメリットとして掲げられよう。

一方、デメリットとしては、不利益供述を行えば取り返しが付かなくなることや、供述が客観証拠と矛盾したり、変遷が生じていたりする場合に、信用性が失われることなどが掲げられる（捜査段階で言っていたが、調書にはしてくれなかったという言い

分は、可視化された取調べではあり得ない）。また、場合によっては、供述をすることで捜査機関により「弁解つぶし」のような捜査が行われることも、デメリットとして掲げられよう。情報提供の意味を十分に検討しなければならない。

無論、これらのメリット、デメリットは一律ではなく事件により異なる。事実関係や被疑者の記憶の確実さ、事件そのものの証拠構造（直接証拠型か、状況証拠型か）、争点は何か、また捜査状況や捜査の段階に応じて変わってくる。その時々状況に応じて、上記メリット、デメリットを考えなければならない。

(2) 適切なアドバイスとは

理想を言えば、被疑者供述が当初から詳細で一貫しており、かつ、客観的事実と整合していることが望ましい。しかし、捜査段階において、客観的事実と整合するような供述を、詳細に行うことは、どのような被疑者であっても難しい。逮捕直後で困惑し、混乱している被疑者が、過去の出来事を正確に記憶どおりに供述できることは稀である。また弁護人においても、事件の実相を被疑者から十分に聞き取らなければ、適切なアドバイスは困難であるが、捜査の初期段階でこれを行ふことは同様に難しい。特に、いったん供述した内容と、後の供述の内容とで変遷が生じてしまうと、被疑者供述の信用性は相当程度減殺される。

とすれば、一部自白事件等の例外を除いて、捜査の初期段階における弁護人のアドバイスとしては、事案の状況や被疑者の記憶の確定作業が十分に行えるまでは、取調べに対して黙秘するという態度が基本となり得よう。その上で、どの段階で黙秘を解除して供述するかを、弁護人が前述のメリット、デメリットを勘案しながら、的確に被疑者にアドバイスすることとなる。

もっとも、初回接見前に既に取調べの録画がなされている場合も想起される。そのことも踏まえた上で、次回では、個別の事件類型や状況ごとに、アドバイスの内容をさらに検討したい。